

## 栃木県ミニバスケットボール連盟規約

### 第1章 総則

第1条 (名称) 本連盟は、栃木県ミニバスケットボール連盟と称し、事務所を会長の指定した所に置く。

第2条 (目的) 本連盟は、ミニバスケットボールの普及発展と児童の心身の育成を目的とするとともに加盟チーム間の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (組織) 本連盟は、登録された栃木県内のミニバスケットボールチームをもって組織する。

第4条 (事業) 本連盟は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 栃木県ミニバスケットボール大会・全国ミニバスケットボール大会栃木県予選会及び各種団体主催の大会の協力に関すること。
- 2 各種講習会(審判, マンツーマンコミッショナー養成, エンデバー他)に関すること。
- 3 ミニバスケットボールの指導普及並びに啓蒙に関すること。

### 第2章 役員

第5条 (役員) 本連盟は、次の役員を置く。

会長1名 副会長若干名 理事長1名 副理事長若干名 総務長1名 財務長1名 競技長1名  
審判長1名 広報長1名 技術長1名 IT (情報技術) 長1名 普及育成長1名 副総務長1名  
副財務長1名 副審判長1名 監事2名 常任理事8名 理事9名

第6条 (任務) 本連盟の役員は、次の職務を行う。

- 1 会長は、本連盟を代表し統理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事長は、会務を管理し、その執行の責任者となる。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。
- 5 監事は本連盟の会計を監査し、総会に報告する。
- 6 常任理事及び理事は、本連盟の活動を記録・保管するとともに、事業推進などの庶務を行うと同時に本部との連絡を行う。また、総務・競技・審判・財務・広報・技術・IT (情報技術)・普及育成の職務を行う。
- (1) 総務は、本連盟主催の大会を企画及び加盟団体へ大会の連絡やその他の業務を行う。
- (2) 財務は、本連盟の財務全般を統理する。
- (3) 競技は、本連盟主催の大会を運営及びTOの指導等の業務を行う。
- (4) 審判は、審判技術の向上のため、ルール伝達などの業務や指導等の業務を行う。
- (5) 広報は、加盟団体へ大会の結果報告、各大会の戦績処理、広報各社への対応等の業務を行う。
- (6) 技術は、マンツーマンコミッショナー(ディレクター)の育成向上のため、ルール伝達などの業務や指導等の業務を行う。
- (7) IT (情報技術) は、本連盟ホームページの作成・管理及びTEAM-JBA登録・管理等の業務を行う。
- (8) 普及育成は、エンデバー計画における選手選考及び児童の育成等の業務を行う。

第7条 (選出) 本連盟の選出は、次の通りとする。

- 1 会長、副会長、理事長、副理事長、監事は総会において選出する。
- 2 理事は、県内各地区の選出された代表とする。各地区とは宇河 上都賀 下都賀 塩谷 北那須 南那須 佐野 足利の8地区とする。各地区2名選出し、うち1名を常任理事とする。
- 3 総務長、財務長、競技長、審判長、広報長、技術長、IT (情報技術) 長、普及育成長、

副総務長，副財務長，副審判長は総会の承認を受けて会長が委嘱する。

4 顧問は，会長の推薦により総会で承認されたものとする。

第8条（任期） 本連盟の役員は1年とする。ただし，再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は，補充し，その任期は前任者の残任期間とする。

### 第3章 会議

第9条（会議） 本連盟の会議は，定期総会と常任理事会とする。

1 総会は，本連盟の最高決議機関とし，次の通りとする。

（1）総会は，本連盟役員によって構成される。

（2）総会は，構成員の半数以上の出席で成立し，その過半数の決議によって議決する。

（3）定期総会は，年1回会長が召集する。

（4）必要に応じて臨時総会を会長が召集する。

2 常任理事会は，理事長が必要に応じて理事を召集し，理事会を開催する。

第10条（経費） 本連盟の経費は，加盟団体の登録費，その他寄付金等の収入をもってこれにあてる。

第11条（登録費） 登録費は，1チームにつき年間5，000円とし，登録と同時に納入する。

第12条（会計年度） 本連盟の会計年度は，毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

### 第4章 規約改正

第13条（改正） 本連盟の規約は，理事会の決定により発議し，総会において出席代表者3分の1以上の承認を得て成立する。

### 付 則

○本連盟の規約は，昭和59年6月9日から施行する。

○本連盟主催の競技大会，講習会等で起きた事故は，当連盟では責任をとらない。

- ・平成8年6月1日一部改正
- ・平成10年5月16日一部改正
- ・平成13年5月20日一部改正
- ・平成14年5月19日一部改正
- ・平成17年5月22日一部改正
- ・平成19年5月27日一部改正
- ・平成21年5月24日一部改正
- ・平成22年5月23日一部改正
- ・平成24年5月20日一部改定
- ・平成26年5月18日一部改定
- ・平成28年5月15日一部改定
- ・平成29年5月14日一部改定